

事 務 連 絡  
令 和 2 年 3 月 9 日

介護サービス事業所 各位

神栖市長寿介護課

新型コロナウイルス感染症に係る介護報酬等の請求（3月提出分及び4月提出分）  
の取扱いについて

日頃から、当市の高齢者福祉行政にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。  
標記の件につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により報酬請求の事務作業  
の遅れが生じることも想定されることから、下記のとおり取り扱いを整理した旨、厚生  
労働省より事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

#### 記

- 請求期日に間に合わない介護サービス事業所等への対応  
本年2月サービス提供分（3月提出分）及び3月サービス提供分（4月提出分）  
に係る請求明細書の国保連への提出期限について、新型コロナウイルス感染症の影響  
によりやむを得ない事情がある場合については、通常の請求期日（サービス提供  
の翌日10日）後に請求することが可能である。このような場合においては、請求  
期日までに事業所所在の国保連に届け出ること。